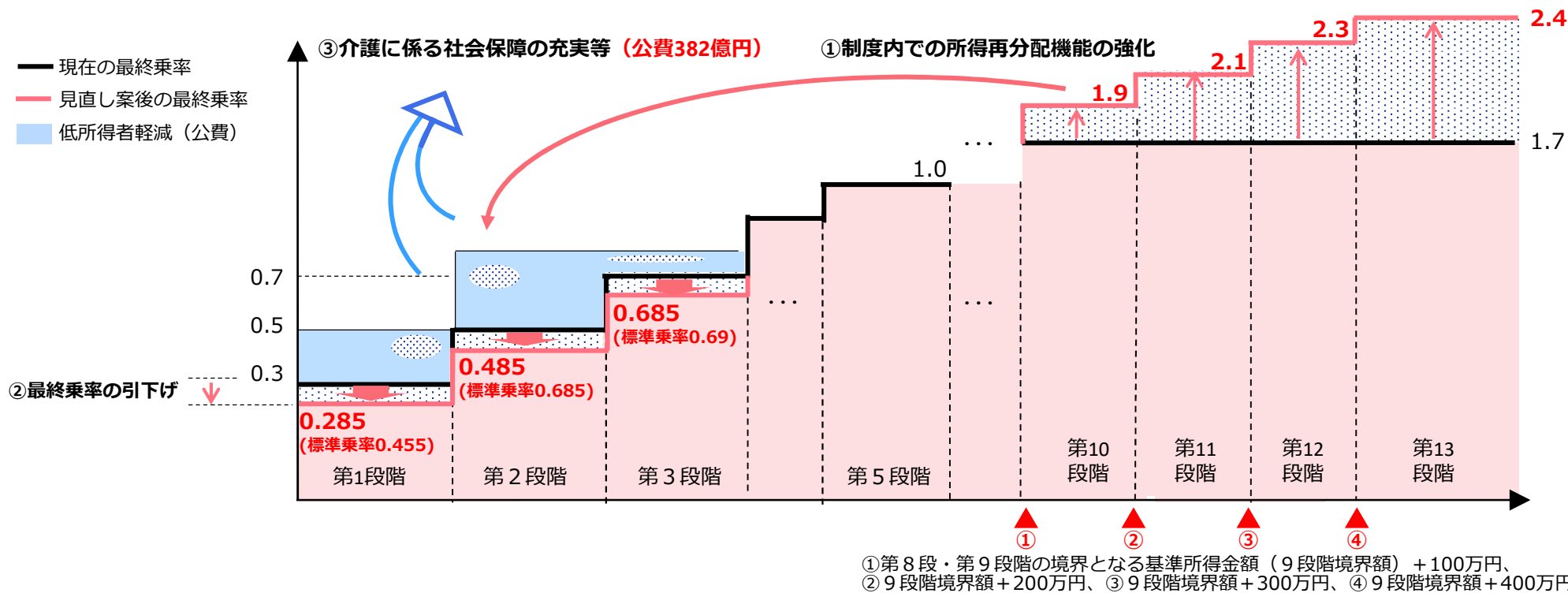


第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ 公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）

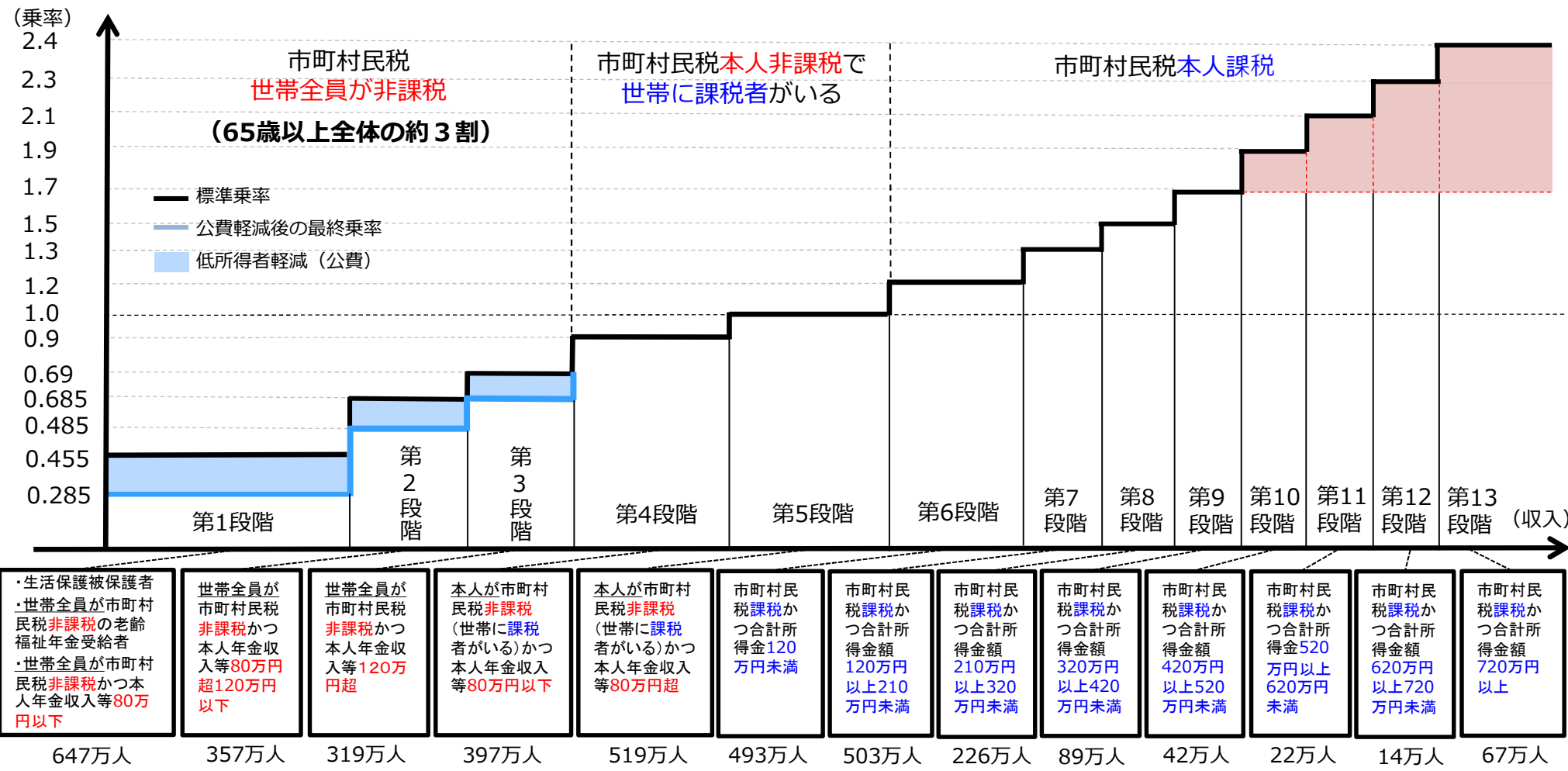
（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

第9期 印西市介護保険料(案)

○保険料段階別の第1号被保険者数

保険料段階 (新基準)	対象者	保険料率	年間保険料(円)	月額(円)
第1段階	生活保護を受けている方、老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285		
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.485		
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685		
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90		
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額		
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20		
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120 万円以上210 万円未満の方	基準額 × 1.30		
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210 万円以上320 万円未満の方	基準額 × 1.50		
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320 万円以上400 万円未満の方	基準額 × 1.70		
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400 万円以上600 万円未満の方	基準額 × 1.80		
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600 万円以上700 万円未満の方	基準額 × 1.90		
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700 万円以上800 万円未満の方	基準額 × 2.00		
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800 万円以上900 万円未満の方	基準額 × 2.10		
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が900 万円以上1,000 万円未満の方	基準額 × 2.30		
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000 万円以上の方	基準額 × 2.40		